

魚沼市文化会館条例施行規則新旧対照表

新					旧				
別表第2(第4条関係) (平23規則7・全改)					別表第2(第4条関係) (平23規則7・全改)				
設備区分	名称	単位	料金	内訳	設備区分	名称	単位	料金	内訳
舞台機構	所作台	1式	3,200円		舞台機構	所作台	1式	3,000円	
	平台	1台	60円			平台	1台	50円	
	開き足・箱足	1台	60円			開き足・箱足	1台	50円	
	人形立	1本	60円			人形立	1本	50円	
	金屏風	1双	1,600円			金屏風	1双	1,500円	
	松羽目	1式	1,100円	大ホールに限る。		松羽目	1式	1,000円	大ホールに限る。
	山台用長布団	1枚	320円			山台用長布団	1枚	300円	
	上敷	1枚	320円			上敷	1枚	300円	
	指揮台	1台	210円			指揮台	1台	200円	
	譜面台・譜面灯	1台	60円			譜面台・譜面灯	1台	50円	
	演壇	1式	320円			演壇	1式	300円	
	音響反射板	1式	4,200円	大ホールに限る。		音響反射板	1式	4,000円	大ホールに限る。
	姿見	1台	60円			姿見	1台	50円	
	紗幕	1枚	1,100円	大ホールに限る。		紗幕	1枚	1,000円	大ホールに限る。
	浅葱幕	1枚	1,100円	大ホールに限る。		浅葱幕	1枚	1,000円	大ホールに限る。
	紅白幕	1枚	1,100円	大ホールに限る。		紅白幕	1枚	1,000円	大ホールに限る。
	ジョーゼット幕	1式	2,300円	利用回数は、1日を1回とする。		ジョーゼット幕	1式	2,100円	利用回数は、1日を1回とする。
	仮設花道	1式	5,300円	大ホールに限る。		仮設花道	1式	5,000円	大ホールに限る。
	鳥屋囲	1式	3,200円	大ホールに限る。		鳥屋囲	1式	3,000円	大ホールに限る。
	旗パネル	1枚	1,100円			旗パネル	1枚	1,000円	
仮設前舞台	1式	6,300円	小ホールに限る。	仮設前舞台	1式	6,000円	小ホールに限る。		
司会者台	1台	320円		司会者台	1台	300円			
可動式音響反射板	1式	2,100円		可動式音響反射板	1式	2,000円			

	振り落とし装置	1式	1,100円	大ホールに限る。
	ヒナ段用階段	1台	110円	
	展示パネル	1枚	110円	
	吊物ボタン	1本	320円	
	金支木	1本	110円	
	木台	1台	60円	
	開帳場	1式	210円	
	めくり台	1台	530円	
	化粧かまち	1式	530円	
	緋毛せん	1枚	530円	
	地かすり	1式	1,100円	大ホールに限る。
	バレエシート	1式	2,100円	
	映写スクリーン	1式	2,100円	小ホールの場合、半額
	リアスクリーン	1式	2,300円	大ホールに限る。利用回数は、1日を1回とする。
	会議用椅子	1台	60円	
	会議用テーブル	1台	60円	
音響	拡声装置	1式	5,300円	小ホールの場合、一括で
	吊りマイク装置	1式	1,100円	2,100円
	マイクロフォン	1本	530円	
	再生・録音装置	1式	530円	
	特殊機器	1台	1,100円	
楽器	ピアノスタインウェイ	1台	7,400円	
	ピアノベヒシュタイン	1台	3,200円	
映像	映写機(16・35mm)	1式	10,500円	小ホールに限る。
照明	ボーダーライト	1式	1,100円	小ホールの場合、一括で
	サスペンションライト	1式	3,200円	2,100円
	ホリズントライト	1式	2,100円	
	シーリングライト	1式	2,100円	
	ピンスポットライト	1台	2,100円	
	サイドフロントライト	1式	2,100円	

	振り落とし装置	1式	1,000円	大ホールに限る。
	ヒナ段用階段	1台	100円	
	展示パネル	1枚	100円	
	吊物ボタン	1本	300円	
	金支木	1本	100円	
	木台	1台	50円	
	開帳場	1式	200円	
	めくり台	1台	500円	
	化粧かまち	1式	500円	
	緋毛せん	1枚	500円	
	地かすり	1式	1,000円	大ホールに限る。
	バレエシート	1式	2,000円	
	映写スクリーン	1式	2,000円	小ホールの場合、半額
	リアスクリーン	1式	2,100円	大ホールに限る。利用回数は、1日を1回とする。
	会議用椅子	1台	50円	
	会議用テーブル	1台	50円	
音響	拡声装置	1式	5,000円	小ホールの場合、一括で
	吊りマイク装置	1式	1,000円	2,000円
	マイクロフォン	1本	500円	
	再生・録音装置	1式	500円	
	特殊機器	1台	1,000円	
楽器	ピアノスタインウェイ	1台	7,000円	
	ピアノベヒシュタイン	1台	3,000円	
映像	映写機(16・35mm)	1式	10,000円	小ホールに限る。
照明	ボーダーライト	1式	1,000円	小ホールの場合、一括で
	サスペンションライト	1式	3,000円	2,000円
	ホリズントライト	1式	2,000円	
	シーリングライト	1式	2,000円	
	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	サイドフロントライト	1式	2,000円	

	スポットライト	1台	110円	
	ディスクマシン	1台	1,100円	
	ストロボマシン	1台	1,100円	
	ミラーボール	1台	1,100円	
	スパイラルマシン	1台	1,100円	
	スライドキャリア	1台	1,100円	
	プリズムマシン	1台	1,100円	
	エフェクトスポットライト	1台	530円	
	先玉	1台	320円	
	種板	1台	110円	
その他	音響反射板ライト	1式	1,100円	大ホールに限る。
	テレビ中継録画	1式	10,500円	小ホールの場合、半額
	ラジオ中継録音	1式	5,300円	小ホールの場合、半額
	持込電源機器	1KW	320円	
	スモークマシーン	1台	1,100円	
	ドライアイスマシン	1台	1,100円	
	プロジェクター	1式	210円	
	テレビビデオ	1式	210円	
	野外ステージの上屋	1式	4,200円	屋外ステージに限る。利用回数は、1日を1回とする。
	映画セット	1式	14,100円	音響設備、映写機、映写スクリーン、会議用テーブル (小ホールに限る。)
	講演会セット	1式	17,700円	司会者台、会議用テーブル、演壇、吊物バトン、音響設備、照明設備 (小ホールの場合、5,900円)

	スポットライト	1台	100円	
	ディスクマシン	1台	1,000円	
	ストロボマシン	1台	1,000円	
	ミラーボール	1台	1,000円	
	スパイラルマシン	1台	1,000円	
	スライドキャリア	1台	1,000円	
	プリズムマシン	1台	1,000円	
	エフェクトスポットライト	1台	500円	
	先玉	1台	300円	
	種板	1台	100円	
その他	音響反射板ライト	1式	1,000円	大ホールに限る。
	テレビ中継録画	1式	10,000円	小ホールの場合、半額
	ラジオ中継録音	1式	5,000円	小ホールの場合、半額
	持込電源機器	1KW	300円	
	スモークマシーン	1台	1,000円	
	ドライアイスマシン	1台	1,000円	
	プロジェクター	1式	200円	
	テレビビデオ	1式	200円	
	野外ステージの上屋	1式	4,000円	屋外ステージに限る。利用回数は、1日を1回とする。
	映画セット	1式	13,400円	音響設備、映写機、映写スクリーン、会議用テーブル (小ホールに限る。)
	講演会セット	1式	16,800円	司会者台、会議用テーブル、演壇、吊物バトン、音響設備、照明設備 (小ホールの場合、5,600円)

発表会セット(民謡・芸能等)	1式	38,300円	司会者台、会議用テーブル、吊物バトン、音響設備、照明設備 (小ホールの場合、6,300円)
ピアノ発表会セット(ピアノ使用料別)	1式	15,600円	会議用テーブル、音響反射板、音響設備、照明設備 (小ホールの場合、6,900円)
吹奏楽・合唱練習セット(ピアノ使用料別)	1式	8,200円	指揮台、譜面台・譜面灯、音響反射板、照明設備 (小ホールの場合、3,900円)

注

- 1 使用料には、消費税を含むものとする。
- 2 利用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時までを各1回とする。ただし、ジョーゼット幕、リアスクリーン及び野外ステージ上屋の利用は、1日を1回とする。
- 3 利用の目的が物品の販売等及び営利目的の興行等の商行為を主とする場合は、設備使用料の30パーセントを加算する。

発表会セット(民謡・芸能等)	1式	36,400円	司会者台、会議用テーブル、吊物バトン、音響設備、照明設備 (小ホールの場合、6,000円)
ピアノ発表会セット(ピアノ使用料別)	1式	14,800円	会議用テーブル、音響反射板、音響設備、照明設備 (小ホールの場合、6,500円)
吹奏楽・合唱練習セット(ピアノ使用料別)	1式	7,800円	指揮台、譜面台・譜面灯、音響反射板、照明設備 (小ホールの場合、3,700円)

注

- 1 使用料には、消費税を含むものとする。
- 2 利用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時までを各1回とする。ただし、ジョーゼット幕、リアスクリーン及び野外ステージ上屋の利用は、1日を1回とする。
- 3 利用の目的が物品の販売等及び営利目的の興行等の商行為を主とする場合は、設備使用料の30パーセントを加算する。